

昭和四十七年大蔵省令第十七号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律に
基づく労働保険料等の納付手続の特例に関
する省令

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六
十五号)第四百四十四条の規定に基づき、労働保険
の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険
料等の納付手続の特例に関する省令を次のように
定める。

第一条 削除

(口座振替による納付の場合の特例)

第二条 歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、事業
主が労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和四十四年法律第八十四号。以下この条に
おいて「徴収法」という。)第二十一条の第二
項又は石綿による健康被害の救済に関する法
律(平成十八年法律第四号。以下この条におい
て「石綿健康被害救済法」という。)第三十八
条第一項の規定により準用する徴収法第二十
一条の第二項の承認を受けて徴収法第二十一
条の二第一項に規定する労働保険料又は石綿健康
被害救済法第三十七条第一項に規定する一般
拠出金を納付する場合は、別紙第二
号書式の納付書により当該労働保険料及び当該
一般拠出金を納付させるものとする。

附則

1 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行
する。

2 この省令の施行前の期間に係る整備法による
改正前の労働者災害補償保険法(昭和二十二
年法律第五十号。以下「旧労災保険法」という。)
及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六
号)の規定による保険料並びに旧労災保険法第
三十四条の三第一項又は第二項の規定による保
険給付に係る特別保険料を現金により納付する
場合(これらの保険料に係る延滞金をあわせて
納付する場合を含む。)における納付書の書式
については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十六年六月二三日大蔵省令
第三十六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令施行の際、改正前の書式による用紙
で現に存するものは、当分の間、使用すること
ができる。

附則 (平成二年九月二七日大蔵省令第
三十四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年一〇月三〇日大蔵省令
第七八号) 抄
この省令は、平成四年十一月一日から施行す
る。

附則 (平成一〇年一月二三日大蔵省
令第一二六号)
この省令は、平成十年十一月十六日から施行
する。

2 この省令施行の際、改正前の書式による用紙
で現に存するものは、当分の間、使用すること
ができる。

附則 (平成一二年三月二九日大蔵省令
第二一七号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令によ
る改正前の国民年金法等に基づく保険料の納付
手続の特例に関する省令、労働保険の保険料の
徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納
付手続の特例に関する省令及び光学読取式電子
情報処理組織を使用して処理する場合における
特定歳入金の収納関係事務等の取扱いの特例に
関する省令に規定する書式による用紙は、当分
の間、これを取り繕い使用することができる。

附則 (平成一二年九月二九日大蔵省令
第七五号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令
(第四十二条を除く。)による改正前の書式によ
る用紙は、当分の間、これを取り繕い使用す
ることができる。

附則 (平成一五年三月三一日財務省令
第四八号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施
行する。
(旧書式の使用)

第十条 この省令施行の際、現に存するこの省令
による改正前の書式による用紙は、当分の間、
これを使用することができる。

附則 (平成一九年三月三〇日財務省令
第二七号)
この省令は、平成十九年四月一日から施行す
る。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令に
よる改正前の書式による用紙は、当分の間、こ
れを取り繕い使用することができる。

附則 (平成二二年二月二八日財務省
令第七三号) 抄
この省令は、平成二十二年一月一日から施行
する。

附則 (令和二年二月四日財務省令第
七三三号)
(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行す
る。ただし、第二十条及び第三十六条の規定
は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令に
よる改正前の様式又は書式による用紙は、当分
の間、これを使用することができる。

別紙第1号書式 削除
別紙第2号書式 (第2条)

別紙第2号書式 (第2条)

